座間市陸上競技協会規約

第1章 総 則

第1条(名称) 本協会は、座間市陸上競技協会という。

第2条(目的) 本協会は、座間市における陸上競技を統括し、かつこれを代表する唯一の団体であって、 陸上競技を健全に普及発達させ座間市の体育文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条(事業) 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 陸上競技に関する諸計画の実施と技術指導。
- 2 日本陸上競技連盟及び神奈川陸上競技協会の組織体としての事業。
- 3 座間市陸上競技選手権大会及び座間市ロードレース大会を開催する。
- 4 市より委託された大会等に対する代表選手、監督を決定し派遣する。
- 5 その他、本協会の目的に適合する一切の事業。

第4条(事務所) 本協会の事務所を会長が指定するするところにおく。

第5条(加入団体) 座間市内の陸上競技団体及び、陸上競技愛好者をもって組織する。

第6条(加盟団体) 本協会は、座間市スポーツ協会及び、神奈川県陸上競技協会の加盟団体とする。

第2章 役 員

第7条(役員) 本協会に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事長 1名
- 4 副理事長 1名
- 5 理事 若干名
- 6 会計 1名
- 7 監事 2名
- 8 顧問 若干名

第8条 (会長・副会長)

- 1 会長及び副会長は理事会で推薦し、総会で承認・決定する。
- 2 会長は本会を統轄代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 会長及び副会長は理事の資格を有する。

第9条 (理事)

- 1 理事は加入団体、陸上競技愛好者及び、会長より推薦された理事候補の中より、役員会の 決議によって委嘱され、本協会の一般会務を処理する。
- 2 理事は互選により、理事長・副理事長を選出する。
- 3 理事長は、本協会の一般会務の運営についてその責任を任じ、副理事長は理事長を補佐し 理事長事故ある時はこれを代理する。

第10条(監事) 監事は役員会で会員の中より委嘱され、本協会の業務及び財務を監査する。

第11条(顧問) 顧問は役員会の承認を経て会長が委嘱する。

2 顧問は会長及び理事会の諮問に応ずる。

第12条(専門部会) 本協会に、次の専門部会をおく。

- 1 総務部・財務部・審判部・記録広報部・強化普及部。
- 2 専門部に関する必要事項については、別に定める。
- 第13条(任期・役員改選) 役員の任期は全て2年とし重任を妨げない。
 - 2 補欠選任された役員の任期は前任者の残存期間とする。
 - 3 役員改選は、改選前年の役員会で12月までに選出し、総会で承認を得る。

第3章 総 会

- 第14条(権限) 総会は、本協会の最高決議機関で本会に付議される事項は、次のとおりとする。
 - 1 予算並びに決算の承認。
 - 2 事業計画の承認。
 - 3 役員及び理事の選考に関する承認。
 - 4 規約の改正、変更に関する承認。
 - 5 その他重要事項に関する承認。
- 第15条 (開催) 定例総会は毎年、3月中にこれを開く。
 - 2 役員会が必要としたとき、又は会員の10分の3以上の者から要求されたときは、臨時総 会を開かなければならない。
- 第16条(招集) 総会は会長が招集する。
- 第17条(議長) 議長は総会出席会員の中から選任する。
- 第18条(議事) 総会は第25条の場合を除き、会員の2分の1以上(委任状を含む)の出席によって成立する。
 - 2 総会の議事は出席会員の過半数を似て決定する。
 - 3 役員は総会に出席して、それぞれの資格で意見を述べることが出来る。

第4章 理事会

- 第19条(権限) 理事会は本協会の一般会務の執行を司り、理事長がこれを招集する。
- 第20条(会議) 理事会は奇数月に開催することを原則とする。
 - 2 理事長が必要と認めたとき、又は理事の10分の3以上の者から要求されたときは臨時理 事会を開かなければならない。
- 第21条(議事) 理事会は理事の3分の1以上の出席によって成立し、議事は出席理事の過半数で決定する。

第5章 経 理

- 第22条(経費) 本協会の経費は次のもので支弁する。
 - 1加入団体及び個人会員からの納入金。
 - 2 事業収入金。
 - 3 寄付金又は補助金。
 - 4 全各項より生じる果実ならびにその他の収入金。
- 第23条(納入金) 加入団体及び個人会員は、総会又は役員会で決定された会費を毎年期日まで納入しなければならない。
- 第24条(会計年度) 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 付 則

- 第25条(規約の変更)本規約の条項の変更は、会員の3分の2以上(委任状を含む)が出席し、その過半数の議決があれば決定、変更することができる。
- 第26条(準用規定)本規約施行にあたり、必要な事項に関する細則は、役員会の議決を経て会長が別に定める。
- 第27条(施行期日)この規約は平成6年4月1日から実施する。
 - 2 (改訂) この規約は平成31年4月1日から施行する。
 - 3 (改正) この規約は、一部改正し令和3年4月1日から適用する。

座間市陸上競技協会雑則

第1章 加入者

第1条(提出書類) 規約第5条で加入した陸上競技団体及び陸上競技愛好者は、毎年役員・事務担当者の氏名 と住所、事務所の所在地、会員名簿を定める期日までに本協会に提出しなければならない。

2 登録会員及び登記競技者の追加変更ならびに住所等の変更が生じたときは、直ちに報告しなければならない。

第2条(納入金) 本協会の納入金は、毎年定める期日までに納入しなければならない。

第3条 (罰則) 加入団体、登録会員又は登記競技者は本協会の規約に違反したときは、会長の氏名により 調査委員会を組織してこれを調査し、その報告に基づいて理事で協議し、総会の決議により 警告・資格停止・除名を行うことができる。

- 2 規約第25条の規定は、前項の決議にこれを準用する。
- 3 前2項の規定は資格停止・除名に対する赦免についてもこれを準用する。

第2章 役員の資格及び罰則

第4条(役員の資格)本協会の役員は原則として、登録会員又は登記競技者でなければならない。

第5条 (罰則) 役員が当協会の役員として不適当と認められるに至ったときは理事会で協議し総会の決議を 経て、警告・資格停止・解任・除名を行うことができる。

- 2 規約第25条の規定は、前項の規定にこれを準用する。
- 3 前2項の規定は、資格停止・除名に対する赦免についてもこれを準用する。

座間市陸上競技協会専門部規定

第1条 (部の構成)

座間市陸上競技協会規約第12条の規定による専門部として本協会に、総務部・財務部・審判部・記録 広報部・強化普及部の5部を置く。

第2条 (組織及び委嘱)

各部は部長1名、副部長1名、部員若干名を以て組織する。

部長は理事会で委嘱され、部員は理事長、部長協議の上理事会の承認を経て理事長が委嘱する。 副部長は部員の中から部長が選任する。

第3条(任務)

部長は各部を代表して、その任務の遂行について責任を負う。

第4条(運営)

各部はそれぞれ部会を開いて会務を処理する。各部会は部長が招集し司会する。各部はその部会の議事 録を作成し、各年度報告書を作成する。

- 第5条(総務部) 総務部は次の各号に関する会務を処理する。
 - 1 文書の発受、その整理、保存、廃棄。
 - 2 印鑑の管守。
 - 3 諸会議の準備、その他議事録の整理、保存。
 - 4 役員人事の発令、役員名簿の作成。
 - 5 神奈川県陸上競技協会、その他スポーツ機関との交渉連絡。
 - 6 競技日程の調整、実施要項の作成。
 - 7 競技会運営計画の立案、実施。
 - 8 その他、他部に属しない事項。
- 第6条(財務部) 財務部は次の各号に関する会務を処理する。
 - 1 本協会の一般会計及び、特別会計の予算編成。
 - 2 予算、決算書の作成。
 - 3 財政及び資金調達の立案ならびに運用。
 - 4 金銭の出納、会計帳簿の保存、伝票の整理。
 - 5 その他会計経理に関する事項。
- 第7条(審判部) 審判部は次の各号に関する会務を処理する。
 - 1 登録会員、登録競技者のアマチュア資格に関する審査。
 - 2 競技会審判組織の立案。
 - 3 審判技術の研究、指導、講習。
 - 4 公認審判員の資格審査及び、昇格候補者の推薦。
 - 5 公認審判員の拡充。
 - 6 公認審判員の名簿作成、整理、保存。
 - 7 その他審判に関する事項。
- 第8条(記録広報部) 記録広報部は次の各号に関する会務を処理する。
 - 1 座間市陸上競技協会の記録の審査、ならびに諸公認記録の申請。
 - 2 座間市陸上競技協会の記録作成、整理、保存。
 - 3 本協会の広報 (ホームページ等) に関すること。
 - 4 その他記録広報部の目的に関する事項。
- 第10条(強化普及部) 強化普及部は次の各号に関する会務を処理する。
 - 1 陸上競技に関する理論の研究、指導。
 - 2 競技会及び競技者の適格に関する事項。
 - 3 陸上競技の強化普及に関す研究、指導、実施。
 - 4 座間市代表選手の選考及び指導。
 - 5 有望選手の発掘。
 - 6 その他強化普及部の目的に関する事項。

座間市陸上競技協会専門部業務内容

_	
	1 文書の発受、その整理、保存、廃棄。
	2 印鑑の管守。
総	3諸会議の準備、その議事録の整理、保存。
務	4 役員人事の発令、役員名簿の作成。
部	5 神奈川陸上競技協会、その他スポーツ機関との交渉連絡。
	6 競技日程の調整、実施要項の作成。
	7 競技会運営計画の立案、実施。
	8 その他、他部に属しない事項。
	1本協会の一般会計及び特別会計の予算編成。
財	2予算・決算書の作成。
務	3財政及び資金調達の立案並びに運用。
部	4 金銭の出納、会計帳簿の保存、伝票の整理。
	5 その他会計経理に関する事項。
	1登録会員、登記競技者のアマチュア資格に関する審査。
審	2 競技会審判組織の立案。
判	3 審判技術の研究、指導、講習。
部	4公認審判員の資格審査及び昇格候補者の推薦。
	5 公認審判員の拡充。
	6 公認審判員及び登録会員の名簿作成、整理、保存。
記	1座間市陸上競技協会の記録審査、並びに諸公認記録の申請。
録	2座間市陸上競技協会の記録作成、整理、保存。
部	3本協会の広報(ホームページ)に関すること。
	4 その他記録広報部に関する事項。
強	1 陸上競技に関する理論の研究、指導。
化	2競技会及び、競技者の適格に関する事項。
普	3陸上競技の普及に関する研究、指導、実施。
及	4有望選手の発掘。
部	5座間市代表選手の選考及び指導。
	6 その他強化普及部の目的に関する事項。